

仕 様 書

1 件名

小型 1 軸光電界センサ

2 目的（用途）

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「当機構」という。）において長波から THz 帯での電磁波ばく露による人体への安全性評価のプロジェクトを推進している。本評価において、機器近傍の電磁界分布の測定を行う。本件は、測定に使用する超小型 1 軸光電界センサの調達を行うものである。

3 納入期限

- ・ 契約の日の翌日から起算して 90 日以内可能な限り早期に納入すること。

4 納入場所等

（1） 納入・設置場所

東京都小金井市貫井北町 4-2-1

国立研究開発法人情報通信研究機構

3 号館 1F 115 室 電磁環境研究室実験室

（2） 書類等提出場所

東京都小金井市貫井北町 4-2-1

国立研究開発法人情報通信研究機構

3 号館 4F 406 室 電磁環境研究室

5 調達物品の数量及び構成内訳

（1） 調達物品の数量

小型 1 軸光電界センサ	1 式
--------------	-----

（2） 装置構成内訳

ア 光電界センサヘッド	1 台
-------------	-----

イ コントローラ	1 台
----------	-----

（3） 付帯作業

本件調達には、運送・搬入・据付・配線・調整などの作業及び当該費用を含む。

6 調達物品の要件

（1） 性能条件

ア 光電界センサヘッド

- (ア) 測定周波数範囲が 100 kHz～10 GHz を含むこと。
 - (イ) 専用コントローラを用いた場合に、300 MHz 未満では測定電界強度が 0.3 V/m～500 V/m の範囲を含み、300 MHz 以上では 0.01 V/m～500 V/m の範囲を含むこと。
 - (ウ) センサヘッドサイズが 6mm x 6mm x 24mm 以下であること。
 - (エ) センサヘッドの材質が非金属であること。
 - (オ) センサの入出力端子は SC/APC コネクタであること。
 - (カ) 測定周波数範囲において出力値から電界強度への変換係数を提供すること。
- (参考製品： SEIKOH GIKEN 社製 CS-1210)

イ コントローラ

- (ア) 測定周波数範囲は 100 kHz～10 GHz を含むこと。
 - (イ) 光入出力は SC/APC コネクタであること。
 - (ウ) N/J コネクタ端子から高周波出力が可能であり、光電界センサヘッドで検出した電圧の時間波形が出力可能であること。
 - (エ) 出力抵抗は 50Ω であること。
 - (オ) 安全のため、光ファイバの接続に不具合を検地した場合には自動的にシャットダウンされること。
 - (カ) AC100V での給電が可能とし、ケーブルを付属すること。
- (参考製品： SEIKOH GIKEN 社製 C6-D1-A)

(2) 性能条件以外の要件

ア 法令等への対応

本仕様に基づく物品、設備、工事等の納入等に当たり、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令並びに条令等に基づき、主務大臣並びに各都道府県知事等に対し、認可、許可、届出等（以下「認可等」という。）が必要となる場合又は必要と考えられる場合は、契約後速やかに当機構担当者と協議すること。

特に電波法 第 100 条に定められている高周波利用設備に該当する高周波発生部を含む機器等については、型式指定を受けている場合又は型式確認を行っている場合には、その表示部分の写真を提出すること。

また、型式指定を受けていない場合及び型式確認を行っていない場合には、当該設備が許可不要設備であるか否かにかかわらず、高周波の周波数と高周波発生部の最大出力を文書で報告すること。

電波を用いた無線通信機能を含む機器のうち、無線 LAN、携帯電話、ラジコン等、技術基準適合（電波法第 38 条の第 3 章の 2、電気通信事業法第 2 款。以下「技適」という。）の対象となる無線設備（端末設備機能を有する場合もある）については、技適の取得を証明する資料、例えば技適マークの表示部分の写真、あるいは技適等

の認証番号を提出すること。技適未取得の場合には、納入までに技適を取得すること。技適対象外で無線局免許申請が必要な無線設備については、無線局免許申請に必要な情報を提供すること。

7 提出書類及び必要部数

・説明書・マニュアル等	1 式（書面 1 部、CD-ROM 1 枚）
・保証書及び製品サポート部署の連絡先	1 式（様式適宜）
・性能検査書	1 部
・議事録	1 部（打合せ議事録を発行した場合。）
・設備等納入時確認チェックリスト	1 部

8 納入・設置条件

（1）納入・設置時間

土日休日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く、平日 9 時から 17 時の間に行うこと。日時は別途調整する。

（2）納入・設置場所の条件

OA フロア(床高:50mm、床荷重:500kg/m²)

（3）納入・設置作業に関する条件

- ア 納入時の作業日程と体制を納入予定日の 1 週間以上前までに提示すること。
- イ 設置・調整等作業のスケジュールについては入念に事前打合せを行い、そのスケジュールに従い完了すること。
- ウ 装置の設置・組み立て・電気配線・配管を行い、内部機構動作、装置機構の調整・確認を行うこと。
- エ 納入時には、装置・実験室に塵や埃等が付着・飛散しないように注意し必要な処置・養生を施すこと。
- オ 機器の移設・更新時に対応できるように、各ケーブル類にタグをつけること。名称のつけ方は当機構担当者と調整すること。
- カ 物品の搬入・据付等に関しては当機構の業務に支障をきたさないように配慮し、協議の上、実施すること。

（4）環境への配慮

- ア 調達物品が「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）で規定する特定調達品目に該当する場合には、可能な限り適合品を納入するように努めること。
- イ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮するように努めること。
- ウ 納入時においては、環境負荷の低減を実現した自動車を用いるように努めること。

エ 梱包材などは持ち帰り、法令に従い処分すること。

(5) 注意事項

ア 運送・搬入・据付実施中に、建築物、工作物等に損傷を与えた場合は、速やかに当機構担当者に申し出るとともに受注者の責任においてこれを原形に復すること。

9 支給品の有無

(1) 無

10 貸与品の有無

(1) 無

11 検査について

納入場所において、当機構担当者立会いのもと装置の員数確認及び動作確認を行う。
検査実施の際に、機器の操作説明を行うこと。

12 瑕疵担保

- (1) 本件調達物品について、所有権移転の日から起算して1年以内に瑕疵による不具合が発生した場合には、機器の点検及び補修を行い、本仕様書の性能を発揮できるようにすること。
- (2) 本件調達物品に付帯する無償保証内容を明示するとともに、不具合発生時の問い合わせ窓口及び実施体制を明示すること。

13 質疑等について

本仕様書に疑義が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項の詳細を決定する場合は、当機構担当者と速やかに協議し解決を図ること。協議に際しては、受注者において打ち合わせ議事録を作成すること。作成した議事録は、当機構の承認を得て発行すること。発行した打ち合わせ議事録に含まれる決定事項は、本仕様書に優先する。
なお、仕様書等の変更を要する事態が生じた場合には、協議をするので応じること。

14 関連文書又は関連仕様書

(1) 無

15 関係規程又は関係法令等

(1) 無

設備等納入時確認チェックリスト

受注者確認欄	項 目	要求者確認欄
☐	1. 納入期限内の納品となっているか。	☐
☐	2. 員数検査 ・納入品について、仕様書及び業者提案書に記載された構成及び数量を満たしているか。	☐
☐	3. 外観検査 ・納入品について、傷、汚れ、凹み、歪みといった不良が無い。	☐
☐	4. 設置状況 ・納入品に係る電源等への接続状況は要件を満たしているか。	☐
☐	5. 機能検査 ・納入品について、仕様書及び業者提案書に記載されている、機能及び性能等の要件を満たしているか。	☐
☐	6. 提出書類 ・仕様書に規定した提出書類は全て揃っているか。 ・提出書類に求めている記載内容は漏れなく記載されているか。	☐
☐	7. 法令遵守関係 ・納入物について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、その他の関係法令等に基づき、関係機関等に対する協議、必要な認可、許可、届出等の手続又は届出等に必要となる情報の提供が完了しているか。 <u>（該当法令及び書類名称を以下に記載。記載しきれない場合は別紙添付）</u>	☐

受注者側担当者 確認年月日（平成 年 月 日）

会社名

担当者名

機構側要求者（監督員） 確認年月日（平成 年 月 日）

国立研究開発法人 情報通信研究機構

部署名

要求者名

財務部手続欄

資産管理

台帳反映

※該当項目なき場合は、当該項目を二線にて抹消する。

※受注者側担当者名及び機構側要求者（監督員）名については、自署とします。

※原本は機構側要求者（監督員）において保管し、写し 1 部を検査調書へ添付する。